

広報水巻町誌

1月25日

■ 第517号 ■

毎月10日・25日
福岡県水巻町発行



羽ばたけ新成人

今年の水巻町の新成人は 680人。「成人の日」には、新しい時代を担う若いみなさん方への熱い期待がこめられています。21世紀へ向け羽ばたけ新成人——。

(答辞を述べる矢野隆則さん)

町の人口

(12月末現在)

人口	28,590人
男	13,948人
女	14,642人
世帯数	9,118世帯

(12月の移動)

転入 128人	出生 43人
転出 139人	死亡 11人

おめでとう成人

社会人としてのスタート



「あいさつ人間」のすすめ

あなたは毎朝、家族の一人一人に「おはよう」のあいさつができますか？

二十歳となられた希望あふれる若い人たちに、ぜひとも申し上げたいのは、とにかく「あいさつ人間」になつてほしいということだ。

日本人は、いわゆる島国根



20歳に贈る

「あいさつ」で心を開こう

NHKアナウンサー

鈴木健二

えてなりません。

21世紀に向けて

心を開こう

性と呼ばれるように、心を開じている人が多い。わたしは世界のあちこちで暮らした経験がありますが、外国では早朝、街を散歩していると、行きずりの町の人が見知らずの外国人であるわたしに、必ずといってよいほど「おはよう」と声をかけてくれます。しかし、日本でそんな光景を見かけるのは、とても珍しくなっているようです。

ところで、あなたたちが社会の第一線で活躍するのは、二十一世紀になってからです。その時、あなたたちの家にはいきなり「こんにちは」とアメリカの人が入ってきて、少しもおかしな時代になっているはずだ。

つまり、あなたたちは、世界で最も豊かな国を動かすことになるのです。

とくに、あなたたち日本人は、心を開き合わない日本人が、世界中から金にまかせて食糧やエネルギーを買いたるという状況が、どうなるでしょうか。

(続)

二十歳と政治に参加する道を大切に選挙権

二十歳になると生ずる権利の一つに、選挙権があります。わたしは選挙権を行使することによって、国の政治をはじめ都道府県や市区町の地方政治に参加するこ

とになるのです。しかし、実際に投票するには、市区町村の選挙管理委員会が作成する「選挙人名簿」に登録されていなければなりません。市区町村の選挙管理委員会

は、その市区町村に住所があり、かつ三か月以上住民基本台帳に登録されている者の中から、満二十歳以上になった者を、毎年九月（選挙があれば選挙の直前）に選挙人名簿に登録します。

一度名簿に登録されると、住所を移動しない限り永久に登録されます。あなたが与えられた、貴重な権利、選挙権を有効に使うためには

超えるでしょう。そのためには、二十三億ヘクタールの農地が必要となります。しかし、この地球には、いくら努力しても十六億ヘクタールの農地しか確保できないのです。地球が食糧危機、エネルギー難に見舞われることは必至です。しかし、こうした状況の中で、二十世紀の終わりに日本人の所得が世界のナンバーワンになる可能性があります。

とが書いてあったはずだ。人の心——政治や経済、外交の問題ではなく、他人と容易に心を開き合わない、つまり、閉じた心で戦争の引き金を引くとしたら……これは、次代を担うあなたたち一人一人が真剣に考えなければならぬ問題だ。

(続)

心を開ける若者への

変身の日

とにかく、あいさつ人間になつてほしい。家族ともだけとも「おはよう」を明るく言える人間になることです。それは、あなた自身の人生を楽しくするだけでなく、周りの人の心も明るくするのです。

さあ、二十代の出立の日、あいさつのできる、心を開ける若者への、変身の日にしてください。

一般会計決算概況

歳入 43億2,679万円

歳出 42億6,463万円

差引残額 6,216万円

	歳入	
	科 目	決算額(万円) 構成比(%)
自主財源	町 税	11億2,396 26.0
	分担金及び負担金	5,315 1.2
	使用料及び手数料	2億8,405 6.5
	財産収入	9,825 2.3
	寄附金	60 —
	繰越金	4,214 1.0
	諸収入	5億9,764 13.8
	計	21億9,979 50.8
依存財源	地方譲与税	4,715 1.1
	自動車取得税交付金	4,118 1.0
	地方交付税	13億6,586 31.6
	交通安全対策特別交付金	343 0.1
	国庫支出金	3億9,793 9.2
	県支出金	1億0,445 2.4
	町 債	1億6,700 3.8
	計	21億2,700 49.2
	合 計	43億2,679 100.0

	歳出	
	科 目	決算額(万円) 構成比(%)
義務的及び経常的経費	人件費	10億6,643 25.0
	物件費	3億1,215 7.3
	維持補修費	5,397 1.3
	扶助費	3億4,154 8.0
	補助費等	4億4,329 10.4
	公債費	5億1,702 12.1
	小 計	27億3,440 64.1
投資的経費	普通建設事業費	5億6,528 13.3
	災害復旧事業費	3億7,234 8.7
	失業対策事業費	1億5,299 3.6
	小 計	10億9,061 25.6
その他の経費	積立金	4億3,247 10.1
	投資及び出資金	7 —
	繰出金	708 0.2
	小 計	4億3,962 10.3
	合 計	42億6,463 100.0

歳入構成が安定

自主財源の比重が大幅増

昭和五十六年度の一般会計決算額は、歳入歳出差引き六千二百六十四万二千九百九十九円の黒字決算となりました。

五十六年度の予算規模は、前年度に比べ約八億円のマイナス予算額となっておりますが、これは改良住宅建設など大型事業が完了したためです。

財政状況は、健全財政に努めて来た成果が今年度も表れ、財政の弾力性を判断する指標である経常収支比率が前年度に比べ一・六%低下しており、町の借金である公債比率も三%近く低下しております。

次に決算の内容ですが、歳入面を見ますと、町税や使用料・手数料

料などの自主財源が二十一億九千九百七十九万円と全予算の半分、五十一・八四%を占め歳入構成が安定してまいりました。これは、改良住宅等の大型事業が完了したことに伴ない国庫支出金が約八億円と大幅に減少し、これに対して町民税や使用料・手数料が増加したため自主財源の比率が大きくなったものです。

また、財産収入九千八百二十五万円については、県道芦屋・水巻・中間線拡幅工事に伴う町有地の売却と南中地区二区画を売却したものなどです。

歳出面では、人件費や物件費、し尿・ごみ処理場運営のための一部事務組合負担金、町債返済など義務的及び経常経費が二十七億三千四百四十万円、道路の新設・改良事業や災害復旧事業などの投資的経費十億九千六十一万円となっております。

売却と南中地区二区画を売却したものなどです。

歳出面では、人件費や物件費、し尿・ごみ処理場運営のための一部事務組合負担金、町債返済など義務的及び経常経費が二十七億三千四百四十万円、道路の新設・改良事業や災害復旧事業などの投資的経費十億九千六十一万円となっております。

わたしたちの町の財政状況

昭和五十六年度の一般会計及び特別会計の決算が昨年の十二月の定例議会で認定を受けました。

一般会計につきましては、財政再建の効果が見われ、庁舎建設のための積立を行うことができました。特別会計については、黒字決算となりましたが内容は厳しくなっております。水道事業会計は、

北九州市の分水利権上げにより赤字決算となり、今後とも設備投資や中間市の分水利権上げ(五十七年四月から積上げ済み)により水道会費は苦しくなると思われ、今後とも健全な財政を目指し努力いたしますので、町民の皆さまもご協力のほどよろしくお願いいたします。

昭和56年度の決算



山陽大橋の工事も完了し、開通した砂山・丸ノ内線

財政状況

財政力指数	0.414	(1に近いほど財政力が強い)
実質収支比率	1.96%	(数値が大きいほど余剰財源がある)
公債費比率	7.5%	(低いほど債務が少ない)
経常収支比率	76.2%	経常的経費が経常的一般財源に占める割合 (70~80%が標準的)



交通安全対策費 5,003万円
道路橋梁費 5,945万円
河川費 2,936万円
都市計画費 1億7,796万円
住宅費 9,724万円

こんな事業が行われました

①庁舎・中央公民館配置計画書の作成
②机地区林地崩壊防止工事
③立屋敷・下二線舗装工事
④二農兼用排水路底張工事
⑤吉田・伊左衛門(上井地橋)側道橋梁工事
⑥猪熊・入俣線歩道設置工事
⑦鯉口・後谷線用地買収
⑧机川改良工事
⑨赤水川底張工事
⑩砂山・丸ノ内線曲川大橋新設工事
⑪県道戸部・水巻・中間線拡幅工事負担金
⑫猪熊小学校プール附属家賃上げ工事
⑬碩末小学校裏山ノリ面補強工事
⑭机

小学校運動場用地買収
小学校給食室新築工事
伊左衛門小学校給食室増築工事
水巻中学校・水巻南中学校体育館新築工事
町民体育館新築工事
大平下水道拡修復旧工事
山田下水道拡修復旧工事
家屋被害復旧工事(13戸)

住民の税負担状況

(単位:円)

総額	町民税	固定資産税	軽自動車税	たばこ消費税	電気税	ガス税	特別土地保有税
住民1人当り 40,720	20,257	14,410	280	3,365	1,957	19	432
1世帯当り 128,757	64,055	45,565	884	10,640	6,189	59	1,365

町債借入金の推移 (単位:万円)

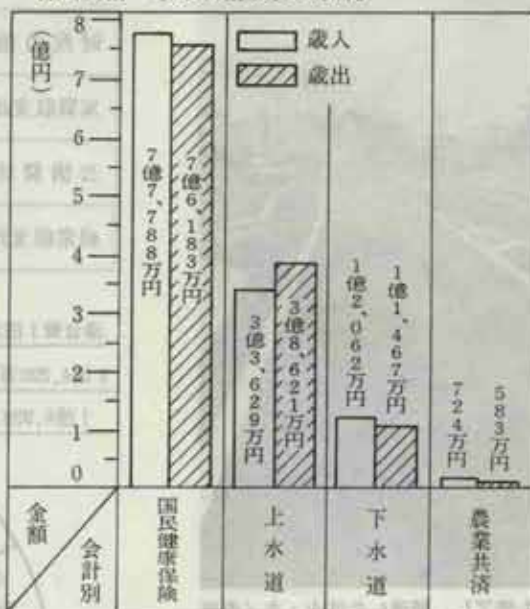
51年度末現在	31億6,586
52	37億5,585
53	41億1,434
54	43億9,454
55	44億5,032
56	44億 804

56年度町債借入金の内訳

都市計画事業	1,950万円
災害復旧事業	1,430万円
特定地域開発就労事業	1,930万円
道路整備事業	7,610万円
過疎対策事業	3,780万円
計	1億6,700万円

特別会計決算概況

特別会計・事業会計決算の状況



下水道会計

本会計の決算は、五百九十四万五千四百三十八円の黒字決算となっております。

歳入の主なもの、下水道使用料二千六百三十三万六千二百五十五円、雑費金二百四十四万三千八百三十三円、空屋等戸数使用料(会計赤字負担金)一千七百五十万七千九百六十六円、県住宅供給公社からの下水道加入負担金七千五百二十五万四千二百二十四円です。

歳出の主なものは、下水処理場管理委託料一千八百五十二万二千

水道会計

五百三十四万と需用費一千五百二十七万三千八百円、繰入金七千五百二十五万四千二百二十四円です。

なお、繰出金は将来処理場の修理に多額の資金が必要となることもあり、基金として積立てるものです。

国民健康保険会計

本会計の決算は、一千六百五十二万九千七百七十七円の黒字決算となっております。

歳出では、前年度に比べ一億二百六十六万円の増加となっておりますが、この主なものは保険給付費で七億一千五百四十九万九千九百九十九円、繰出総額の九三・九二%を占めており、前年度給付費より九千四百九十九万円の増加であります。その原因は、いうまでもなく医療費の毎年一五・二〇%の増騰によるものです。今年度は、かろうじて赤字決算をまぬがれたものの医療費の動向を考えると、今後も国民健康保険の好転は望みません。一人一人が保健予防につとめ受診率を下げるしか方法がないと考えます。

水巻町の水道の概況

給水件数	9,241件
年間総配水量	2,587,468m ³
中 間市	561,787m ³
北九州市	2,025,681m ³
有収水量	2,188,698m ³
有収率	84.59%
有効率	88.22%

過去3ヶ年の比較

区分	54	55	56
世帯数	2,601世帯	2,799世帯	2,988世帯
被保険者数	7,376人	7,314人	7,389人
1人当り保険税	23,994円	32,237円	38,604円
1人当り医療費	91,029円	109,905円	123,765円
療養費	4億7,206万円	5億6,224万円	6億3,962万円

農業共済会計

本会計の決算状況は、歳入七百二十四万三千三百三十三円、歳出五百八十三万六千二百二十二円で、引当金繰入額百四十一万二千三百九十一円です。この内七十三万八千四百円を基金に繰入れ、六十七万四千三百九十一円を翌年度へ繰越しました。

▽農作物共済協定一歳入八百七十四万八千円、歳出五十三万一千円、引当金繰入額百二十一万七千円です。▽業務協定一歳入五百四十九万五千円、歳出五百三十万九千九百九十九円、歳出の主なものは、県支出金三百六十九万一千円、町からの繰入金百十五万五千円、町からの繰入金百十五万五千円、歳出の主なものは、人件費など総務費五百二十一万円となっております。

四十九万九千九百九十九円一千八百七十五円の赤字決算となりましたが、前年度繰越剰余金五千四百三十六万九千円に補充し、かろうじて累積赤字は免れることができました。

なお、赤字決算の要因は北九州市が昭和五十六年七月より分水利金を一割当り六十九円から九十七円に大幅値上げをしたことにより北九州市の原水費が前年度に比べて五千四百九十九万九千九百九十九円に増加したためであります。また、重要な収入源であった日経別納付金が、改良住宅の建設が終了したことにより前年度に比べて千七百七十五万五千円の減収となったことも赤字要因の一つです。

水道財政の健全な運営を目指し、有収率の向上と経費の節減に努力しており、有収率の向上対策として、年三回にわたる漏水調査

査と即刻修理体制を行ない有収率は八四・五九%と前年より一・〇六%上昇しました。しかし、本町の水道事業は、大口の口経別納付金の収入等によって、五十五年度までは何とか健全経営を続けることができたが、五十七年度から中間市の分水利金の値上げ(五十七年四月より、百十円から百三十円に)による原水費増や口経別納付金の減少、さらには将来の水不足対策のため、遠置川河口堰からの水を受け入れるための設備投資などを考えると水道会計も益々苦しい状態となります。

皆さまのご協力をお願いします。

申告と納税相談日程

月 日	時 間	場 所	地 区 名
2月16日	9時～16時	役場東別館	二町住、下二町住、吉田団地
2月17日	＊	＊	高松団地
2月18日	＊	＊	龍口団地、猪熊町住、立屋敷、伊左座、みつば団地
2月21日	＊	＊	二、入江興産、林住宅、吉田二、二野間町住、サニーニュータウン、吉田イワセ町住
2月22日	＊	＊	美吉野団地、杣、古賀、新生街
2月23日	＊	＊	吉田一、吉田三、緑風園団地、垣添町住
2月24日	＊	＊	頃末、松栄荘団地、水巻苑
2月25日	＊	＊	樋口、下二
2月28日	＊	＊	おかの台団地、高尾団地
3月1日	＊	＊	梅ノ木団地、猪熊
農 業 所 得 の あ る 人			
3月2日	9時～16時	役場東別館	立屋敷、伊左座、二、下二
3月3日	＊	＊	吉田一、吉田二、吉田三、頃末、杣
3月4日	＊	＊	古賀、樋口、猪熊

住民税・国保税の申告は

3月15日まで

住民税・国民健康保険税の申告の時期がやってきました。

申告者は、三月十五日（火曜）の申告期限までに必ず申告をしてください。

申告をしなければならぬ人

所得税の確定申告を提出しない人でも、次の方は住民税・国保税の申告をしてください。

- ① 自営業者
- ② 農業者
- ③ 外交員、ホステスなど自由業者
- ④ 家賃など不動産により生計されている者
- ⑤ 大工、左官業者
- ⑥ 日雇など日給者
- ⑦ 年金、恩給を受けている者
- ⑧ 給与所得者で住民税を給与から天引されていない者

税務署からのお知らせ

住宅取得控除と

還付申告

今年も確定申告の時期が近づきました。住宅取得控除や還付を受けるための申告は、五十八年一月一日から税務署で行っていますが、投機でも次の日程で受付をいたします。

▽日時 2月7日、8日

いずれも9時～16時

▽場所 役場東別館

住宅取得控除・住宅ローン控除とは……

自分が住むために住宅を新築したり、新築住宅を購入したときはその住宅に居住した年から三年間支払った所得税の中から住宅取得控除と住宅ローン控除が受けられます。

還付申告とは……

サラリーマンの方は勤務先で年末調整を済ませると、ほとんどの方は確定申告をしなくてもよい仕組みになっていますが、災害を被ったり、多額の医療費を支払った方、中途退職者、年金受給者は確定申告をすればすでに源泉徴収された税金が返ってくる場合があります。

◎還付金の受取りは、銀行振込みの方が早く便利です。

譲渡の申告は次の日程で

土地や建物を買った場合は、譲渡申告をしなければなりません。とても複雑で時間がかかりますので次の日程で受け付けをします。

▽日時 2月9日

9時から16時まで

▽場所 役場東別館

贈与税の申告はお早めに

お早めに

所得税の申告と納税は二月十六日から始まりますが、贈与税の申告と納税は、ひと足はやく二月一日から始まります。

昨年一年間にもらった財産の合計額が六十万円を越えるときは、税務署に贈与税の申告をしなければなりません。

「贈与税」というのは、人から財産をもらったときにかかる税金ですが、ご主人名義の土地を奥さんや子供さん名義に変えた場合なども贈与税がかかります。

贈与税についての詳しいことは最寄りの税務署か税務相談室にお気軽におたずねください。

納税証明の請求はお早めに

銀行や住宅金融公庫に借入の申込みをするとき、建設業の登録を更新するとき、工事指名を受けたとき……、こんなときに必要になるのが「納税証明」です。

「納税証明」は、請求があればいつでも発行しておりますが、所得税の確定申告の時期のように、事務が混雑している時期には、即座に発行できかねる場合もあります。「納税証明」の請求は早めにお願います。

振替納税のお勧め

所得税の納税は、「安全」「便利」な振替納税をご利用ください。

この制度は、あらかじめ税務署と金融機関に依頼しておくこと、金融機関の預金口座から振替によって納税することができ、納税のために現金を持ち歩く必要がなく「安全」で「便利」です。この機会に振替納税制度を利用されるようお勧めします。

手続など詳しいことは、最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ねください。

▽△▽

税についての相談は――

若松税務署へ

(電話 761・2536)

くらしの情報

●水巻町役場……………☎201・4321 ●遠賀保健所……………☎201・4161
●机山荘……………☎202・6230 ●水道工事センター……………☎201・4448
●身障者センター……………☎201・0794 ●水巻駅……………☎201・3100

70歳以上のおとしよりには

「健康手帳」を交付します

老人保健法の施行にともない、現在70歳以上(慶たきりの人は65歳以上)の人については、次の日程で「健康手帳」を交付します。

2月1日からは、この手帳がなければお医者さんにかかることができませんので、必ず交付の手続きをされますようお願いいたします。

○持ってくるもの

- ①健康保険証
- ②老人医療費受給者証(現在お持ちのもの)
- ③印鑑

母子手帳の交付

▽日時 2月7日 午前10時
2月21日 午前10時

▽場所 役場西別館

▽内容 母子保健制度の説明、母子手帳の使い方、検診結果の説明、個人相談

※注意事項

- ①保健所での妊婦検診終了後10日以上経っていること。
- ②印鑑を持参のこと。
- ③できるだけ本人がおいで下さい。

4カ月児健康相談

▽日時 2月4日(金)
午後1時～午後2時

▽場所 役場西別館

※4カ月児(生後120日～150日)の乳児に対して、ハガキで個人通知をしています。ハガキの届いた人は、それに記入のうえ、母子手帳とバスタオルを持参しておいで下さい。なお転入等でハガキが届いていない方は、衛生係へ連絡し当日おいで下さい。

7カ月児健康相談

▽日時 2月14日(月)
午後1時～午後2時

▽場所 役場西別館

▽対象者 7カ月児から8カ月児

乳ガン検診

▽日時 2月16日(水) 受付 13時～13時30分

▽場所 遠賀保健所会議室

▽料金 無料

▽医師 遠賀病院外科医師

▽申し込み 70名になり次第受け切ります。役場衛生係へ申し込み下さい。電話でもよろしいです。

子宮ガン検診

▽日時 2月18日(金)
8時30分～10時

▽場所 水巻町民会館

▽料金 一般 一、三〇〇円 国保 五〇〇円

▽申込み先 先着七〇名で随時切り替えます。役場衛生係に申込み下さい。なお電話でもよろしいです。

老人保健法に基づく健康診査

▽日時 2月14日 10時～11時
2月17日 10時～11時

▽場所 机山荘

▽対象者 40歳以上の方

▽内容 検尿、血圧測定

健康相談

※なお、机山荘への運行バス乗車は、65歳以上の方に限定されています。65歳未満の方はご遠慮下さい。

2月のし尿汲取予定日

- 1日 頃末(1、2、3、4、7、10区)、猪熊6区
- 2日 頃末(1、7、8、16区)、林住宅、吉田三(垣添町住)、猪熊2区
- 3日 頃末(22、23区)、吉田二6区、吉田三5区、猪熊10区、新生街(山ノ口団地)、頃末(15、25区)
- 4日 頃末(22、24区)、吉田二(1、2区)、吉田三(2、5、6区)、猪熊3区、頃末(松栄庄、18区)
- 5日 吉田三(1、2、3、5、6、11区)、15日まわり(太洋社)、猪熊(2、4、5区) 15日まわり(環境整備センター)
- 7日 吉田三(緑風園)、頃末5区、頃末(松栄庄)、美吉野
- 8日 頃末(17、19、20、21区)、頃末12区、美吉野
- 9日 頃末(9、10、20、21区、みずまき苑)、下二、伊左座、立屋敷、頃末6区、美吉野
- 10日 吉田一(4、5、6、7、8、9区、吉田工場団地)、下二、吉田二(1、8区、川端通り、本村)、頃末(11、14区)
- 12日 吉田二(3、5、6、13、14、15、16区)、古賀、新生街
- 14日 吉田二(3、4、6、7、8、9区、イワセ町住)、吉田一3区(月夜待)、机社宅、古賀、机
- 15日 下二町住、二町住、吉田一3区(商店街)、吉田三(車返し)
- 16日 吉田団地(37~43、46~52棟)、樋口(う月、中井樋口)、二町住
- 17日 吉田団地(19~22、27~36、44、45、53~57、94~101棟)
- 18日 吉田団地(1~6、8~10、16~18、23~26、60~65、83~85、102~113棟)、樋口、猪熊
- 19日 吉田団地(7、11~15、66~73、76~82、86~93、105、108棟)、猪熊町住、15日まわり(環境整備)
- 21日 下二(1、2、3区)、吉田団地分譲、15日まわり(太洋社)、古賀県住
- 22日 二(1、2区、野間町住)、吉田二本村、猪熊二、伊左座、猪熊、樋口
- 23日 二(1、2区)、伊左座(3、5区)、下二(4、10区、双葉庄)、樋口(赤水、川端通り)
- 24日 下二(5、6、7区)、伊左座(3、5区) 樋口、猪熊
- 25日 下二(5、6、7区)、伊左座(3、5区) 樋口、猪熊
- 26日 みずほ団地
- 28日 みずほ団地

—おねがい—

表札の出していない家庭が増え汲取作業にも支障が出ています。出来る限り表札等をあげてください。

宅地建物取引に関する無料相談所を開設

宅地建物に関する紛争や苦情を解決するため、次のとおり相談所を開設します。ご利用下さい。

・2月1日 10時~16時
黒崎そごう

・2月7日 10時~16時
小倉井筒屋

・2月8日 10時~16時
相談員 弁護士、税理士など

2月の法律人相談
心配ごと

相談は無料で秘密はかたく守ります。お気軽に相談ください。

▽日時 2月7日、14日、21日

▽場所 水巻町民会館日本間

▽主催 町社会福祉協議会

在宅重度身体障害者

(1・2級)訪問診療

申し込み下さい。

▽訪問審査日 2月上旬の予定

▽申込み先 役場社会課民生係

電話でもよろしいです。

▽申込み締切日 1月29日まで

はたちの献血

成人になったこの機会に「献血を通して助け合う」社会連帯の輪の中にあなたも参加してみませんか。

戦傷病者の乗車券引換証の請求受付

戦傷病者手帳を持っておられる方は、昭和五十八年度の乗車券引換証交付の請求受付を次のとおり行ないます。

▽受付期間 2月2日~2月28日

▽受付場所 役場社会課民生係

▽持って来る物

・戦傷病者手帳

・印かん

元気な赤ちゃん



よしむら 哲寛ちゃん
昭和57年3月8日生
(澄雄 美智子)さんの長男

ママが勤めているので、5ヵ月から保育園に通っています。たくさんの友達の中でたくましくなったようです。元気に育ってネ。(吉田1146の20)



たけがわ よしの 由乃ちゃん
昭和57年2月9日生
(健次 子)さんの長女

もうすぐお誕生日。アンヨもじょうずになり、毎日元気に遊んでいるババそっくりの女の子です。素直で優しい子に育ってネ。(吉田1974の14)

ふるさと探訪

わたしたちのふるさとには、たくさんの伝説や地名の由来がうずもれたまま残されています。その一つ一つを探りながら、みなさんに紹介していきます。

水巻昔ばなし

地名の由来 四 猪熊(2)

岡山主権時代に對して猪熊の地名であるが、これは古文書のなかに井隈、井熊、猪隈、いのくま、猪熊とみえているので、昔からイノクマとよんでいたことがわかる。地名については地理的条件から生れたものが最も多く、なかでも村名は検地の際に郡奉行のような地方首長が漢書などを引用して名づけたものが多く、また字名は検地の際に検地役人と農民との間で名づけていたようで、これには素朴で簡明な地名が多く残されている。また地名は音説を重視してこれにあてて漢字は適当であつたとみえ、以下述べる水巻町内の地名においてその例が至るところでみられる。

以上によってイノクマを河口入海における集落と定義づければ、前記の井隈、井熊猪隈、猪熊のなかで井隈がこの条件に一致している。すなわち井は人の集まり住むところ、隈は熊飼で述べたように入海をさしているの、合すると「入海において人の集まり住むところ」となる。おそらく遠い昔、開拓が進むにつれて農民達がこの地へ移住してきたときに、こゝを井隈と名づけたのではあるまいか。

猪熊は慶長八年(一六〇三)に島津村から分村したが、これ以前の猪熊については江藤家の古文書に「昔、当村と島津間に大地相連りて陸路あり、これを八町掘手という」と記されている。さらに同書に「寛水の頃(一六二四〜四三)、古賀村西側の

本川(遠賀川)につづいて猪熊島津の田地のなかに横幅八間(約一五米)の新川を掘る。延享元年(一七〇四)の頃、右の水はけ、川狭くして洪水のたびに川上は難波のよし、本川の流れ古賀村の前にて東へ曲りて川上の村々の水はけ手ぬるしとて、川の曲れるを真直にして水を一直下に吐せんものと、島津村、猪熊村ともに掘川端の土手を引きとり、古田のなかに新土手を東西川幅五町余(約五四〇米)築く」とあつて、今の遠賀川はこのときつくられていた。

さて猪熊以外の字であるが、これは江戸初期以前に使われていたようで、天正年間の豊臣秀吉検地印状では「島津村のうちのいのくま村」と仮名で記されているのでどうやら猪熊の字は江戸時代から使われていたようである。もっとも、これと関係があるかどうか知らないが江戸時代においては、猪熊入道の物語が歌舞伎や常盤津などで流行している。猪熊入道については、架空の坊主頭になまづひげの快男子で、常盤津に「かかるところに猪熊入道、手勢をひき連ればせ来り」とあるので、正義の味方猪熊入道であつたといえる。しかも対岸の芦屋では江戸時代になって芦屋歌舞伎が盛んに上演されていたので、この地の人々がこれをみてイノクマを猪熊入道にあやかって猪熊と書いたのではなかろうか。

(文) 水巻町郷土史研究会 会長 柴田貞志

寄付のお礼

香典返しとして次のかたから社会福祉協議会にご寄附がありました。

ご冥福をお祈りいたします。

頃末 故本野 繁喜殿

猪熊 故田中 八郎殿

下二 故局 百義殿

高松団地 故塚本 芳雄殿

吉田一 故八幡 定行殿

古賀 故峯浦十四彦殿

幸浦千寿子殿

真鍋シメ子殿

幸福出先 清川村役場総務課(重0462・88・1211)

※届出期限 58年2月28日まで

※届出先 宮崎県東臼杵郡門川町大字麻川二五四〇の一、五五五六

※届出先 鹿川共同墓地改葬委員会(重09826・3・5285)

※届出期限 58年1月31日まで

▽所在地 高知県香美郡香我美町徳王子字松風三六三六の二

※届出先 香我美町役場(重08875・5・2111)

※届出期限 58年2月26日まで

▽所在地 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬字馬場一四〇三、大和台九〇四の二

※届出先 清川村役場総務課(重0462・88・1211)

※届出期限 58年2月28日まで

無縁墳墓の改葬

前号の正解

〈詰碁正解〉

白7まででセキの活です。



〈詰碁正解〉 1一角成、1三玉、3一馬、1四玉、1三馬、同玉、1五飛、2三玉、1二飛成まで九手詰め。

〈解説〉 1一角成に2三玉なら3二馬、同玉、2二馬の詰めです。したがって1三玉が正しい逃げ方ですが、3一馬から1三馬という妙手で飛車が活躍します。